・内閣提出法律案(五件)

г о	F 7	1 5 9	128		H 30
5 8	5 7	15*	1 2 **	4	号番
を改正する法律案都市計画法及び建築基準法の一部	部を改正する法律案給の促進に関する特別措置法の一大都市地域における住宅地等の供	条特別措置法の一部を改正する法律存及び生活環境の整備等に関する明日香村における歴史的風土の保	改正する法律案国土調査促進特別措置法の一部を	法律案 住宅金融公庫法の一部を改正する	件名
1	"	"	"	衆	院議先
四	<u> </u>	Ξ,	=	H,	月提
— 九	一 九	= - =	九	=, =,	日出
	五、	三、二二	三、二二	川' 三'1111 (千)	委員会付託
可 六 三	可 六三	可具元	可景元	可具识	委員 :
可	可汽汽	可影响	可決	可美芸	本会 議 議 決
四 二 七	四 一 九	111 - 111	三、九	11, 1	委員会付託
可六八	可介入	可言決	可長	可具识	委員会議決
可 六 二	可 六 :	可景	可景	可 票 注	本会 機 機 決
					備
					考

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

要旨

整理する等の措置を講ずるものである。の特別損失について平成十二年度までに交付金を交付して理するとともに、平成二年度から平成六年度までの各年度損失を平成元年度において交付金の交付により一括して整損失を平成元年度において交付金ので付により一括して整

委員長報告

及び結果を御報告申し上げます。する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過ただいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正

とするものであります。
一二年度までに交付金を交付して整理する措置を講じよう年度から平成六年度までの各年度の特別損失について平成て交付金の交付により一括して整理するとともに、平成二で対金のでがにより一括して整理するとともに、平成二本法律案は、住宅金融公庫の財政の健全化を図るため、

います。 委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願

以上、御報告申し上げます。て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもっ

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第

安旨

二号)

決定を求めなければならないとするものである。年度とする国土調査事業十カ年計画の案を作成し、閣議の本法律案は、内閣総理大臣が、新たに、平成二年度を初

委員長報告

するものであります。 は、国土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進を図るたは、国土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進を図るため、新たに平成二年度を初年度とする国土調査事業十カ年は、国土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進を図るため、国土調査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願い

ます。

決定いたしました。 なお、本法律案に対し二項目の附帯決議を付することにて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもっ

行われる事業とするものであります。でいて、対象となる事業を平成十一年度までにおいての整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、のを研りにしていて、対象となる事業を必定する法律案は、のをのではが、対象となる事業を必定する法律案は、のをのでは、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願い

決定いたしました。 なお、本法律案に対し四項目の附帯決議を付することにて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもっ

以上、御報告申し上げます。

関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に

要旨

までにおいて行われる事業とするものである。助の割合の特例について、対象となる事業を平成十一年度補助事業を含む。)に係る経費に対する国の負担または補国から負担金または補助金の交付を受けて行う事業(間接国が

委員長報告

前ページ参照

法の一部を改正する法律案(閣法第五七号)大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置

要旨

のである。 宅地の供給を促進するため、次の措置を講じようとするもに対する著しい需要が存する現状にかんがみ、住宅及び住本法律案は、大都市地域において居住環境の良好な住宅

必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととすに、新たに住宅及び住宅地の供給に関する計画を策定することとする。で及び住宅地の供給に関する計画を策定することとする。で及び住宅地の供給に関する計画を策定することとする。の達成のため、住宅または住宅地の供給に関する基本方針を策定することとが、首都圏、近畿圏及び中部圏の各圏域ごとい、建設大臣が、首都圏、近畿圏及び中部圏の各圏域ごと

る。 街地の開発整備の方針を定めなければならないこととすの方針においては、供給計画に適合するように、住宅市市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発または保全三、大都市地域の建設大臣が指定する都市計画区域に係る

ることとする。四、宅地開発協議会の構成員に住宅・都市整備公団を加え

域及び住居地域内の土地の区域を加えることとする。六、住宅街区整備促進区域の対象区域に第二種住居専用地ール(現行五へクタール)に引き下げることとする。五、土地区画整理促進区域の面積に関する要件を二へクタ

ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設 を員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。 まず、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、大都市地域において、地価の高騰により、一般勤労者が居住環境の良好ながみ、住宅及び住宅地の供給に関する活をでであります。とともに、関係都府県は、これに即しるわせて土地区画整理促進区域及び住宅地の供給に関するおかせて土地区画整理促進区域及び住宅地の供給に関するがあ、住宅及び住宅地の供給に関する計画を策定することとし、あわせて土地区画整理促進区域及び住宅地の供給に関する計画を策定することとし、あわせて土地区画整理促進区域及び住宅地等の供給の促進に関するものの各圏域ごとに建設大臣が住宅及び住宅地の供給に関する計画を策定することとし、を を員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。 を員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。 を目室は、大都市地域において要件の緩和を行う等の措置を講じようとするものについて要件の緩和を行う等の措置を講じようとするものについて要件の緩和を行う等の措置を講じようとするものについて要件の緩和を行う等の措置を講じようとするものにあります。

するため、地区計画制度を拡充して住居と住居以外の用途を行うための住宅地高度利用地区計画の区域内における建築物等に対すを行うための住宅地高度利用地区計画制度を創設し、当該を行うための住宅地高度利用地区計画制度を創設し、当該を行うための住宅地高度利用地区計画制度を創設し、当該を行うための住宅地高度利用とともに、合理的かつ健全な高度利用と案は、大都市地域を中心として住宅宅地需給がひっ迫して案は、大都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律

するものであります。の有効かつ適切な利用を促進するための措置を講じようとわせて遊休土地転換利用促進地区制度を創設し、遊休土地別に容積率の最高限度を定めることができることとし、あ

の詳細は会議録によって御承知願います。を行い、また、参考人から意見を聴取いたしましたが、そ委員会におきましては、両案を一括して議題とし、質疑

に反対する意見が述べられました。成し、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に賛代表して上田委員より、大都市地域における住宅地等の供質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を

どおり可決すべきものと決しました。の一部を改正する法律案は、多数をもって、いずれも原案法律案は、全会一致をもって、都市計画法及び建築基準法宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する計論を終わり、順次採決の結果、大都市地域における住

たしました。 なお、二法律案に対し、附帯決議を付することに決定い

以上、御報告申し上げます。

五八号)都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(閣法第

要旨

ため、次の措置を講じようとするものである。高度利用と都市機能の増進等を図り、住宅供給を促進するっ迫している現状等にかんがみ、土地の合理的かつ健全な本法律案は、大都市地域を中心として住宅宅地需給がひ

第一 都市計画法の改正

地区計画を定めることができることとする。は、都市計画に新たな地区計画として住宅地高度利用備を行うことが適切であると認められるものについて地の区域で、良好な中高層の住宅市街地として開発整一、第一種住居専用地域及び第二種住居専用地域内の土

ることとする。専用地域に係る高さ制限等の特例を定めることができ施設の配置等を定めるとともに、容積率、第一種住居施設の配置等を定めるとともに、容積率、第一種住居住宅地高度利用地区計画には、道路、公園等の公共

きは、容積率の最高限度を住宅を含む建築物に係るも適正に配分することが特に必要であると認められると二、地区計画制度を拡充し、住居と住居以外の用途とを

とする。 含む建築物の容積率の特例を定めることができることのとそれ以外の建築物に係るものとに区分し、住宅を

地区を定めることができることとする。必要があるときは、都市計画に遊休土地転換利用促進三、おおむね五千平方メートル以上の遊休土地について、

ることとする。

例を適用することとする。の、世紀を含む建築物の容積率の特別を適用することとする。地区計画の区域内においては、住宅を含む建築物にの最低限度が定められている等、一定の条件に該当する、住宅を含む建築物の容積率の特例とともに敷地面積

委員長報告

一五七ページ参照

二 建築基準法の改正

可により斜線制限、用途の制限についての特例を設けることができることとするとともに、特定行政庁の許積率、高さ等をそれぞれその特例の範囲内のものとす特定行政庁が支障がないと認めるものについては、容一、住宅地高度利用地区計画の内容に適合する建築物で、